

平成24年(ワ)第49号、第133号 玄海原発差止等請求事件

原告 長谷川照 ほか

被告 九州電力株式会社

国

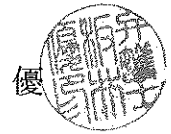
準備書面4

2012年9月7日

佐賀地方裁判所民事部合議2係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 板 井



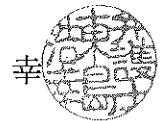
弁護士 池 永



弁護士 河 西 龍 太 郎



弁護士 東 島 浩



弁護士 梶 島 敏



弁護士 長 戸 和



外

記

第1 はじめに

- 1 本書面は、被告九州電力答弁書第4章「原子力発電の必要性」に対する反論である。

被告九州電力は、原子力発電は、エネルギーの安定供給、環境保全の要請及び経済効率性の観点から必要であると主張するので、次項以下において、これら各点について、いずれも原発の必要性の根拠とならないことを明らかにする。

ただ、「原子力発電の必要性」についての答弁書の記載はわずか1頁半しかなく、その内容は極めて一般的・抽象的であるため、これに対する原告の反論も抽象的なものに止まらざるを得ない。

原発の必要性に関する原告の具体的反論は、今後の被告からの具体的主張を待って適宜行っていくこととする。

- 2 ところで、原発の危険性、事故被害の甚大さは、東京電力福島第一原発事故により十分すぎるほどに明らかとなった。同様の事故が玄海原発において生じた場合、放射性物質による高濃度の汚染範囲は、九州はおろか本州の相当部分にまで及ぶといわれている。

そして、福島第一原発事故についての国会事故調をはじめとする各種の分析によれば、現時点で判明している事情だけから判断しても、事故リスクは福島第一原発の施設特有のものではなかったと考えられること、事故回避体制の不備は東京電力に限らず他の事業者にもあり得るといふべきであることが指摘されている。玄海原発と被告九州電力も、その指摘の埒外ではない。

原発のもつ極めて高度な危険性に鑑みれば、それにもかかわらず原発を稼働させる必要があるかどうかは慎重の上にも慎重に検討・判断されねばならないはずであり、福島第一原発事故を経験したいま、その態度はより一層強く求められているはずである。

しかるに、原発の必要性についての被告九州電力の答弁には、上記のような

態度がまったく見えないばかりか、わずか1頁半という論述の分量からすれば、そのような態度をとろうとする意思すらうかがえない。

原告らとしては、原発の必要性について、慎重な審理を行うよう裁判所に求めるとともに、被告らに対しては、原発の稼働継続を主張する者として当然の説明責任を果たすよう求めるものである（なお、原発の必要性について、被告らは訴訟上の立証責任も負っているというべきである）。

- 3 以下、被告九州電力の答弁書第4章「原子力発電の必要性」の項目ごとに原告の反論を述べる。

第2 「エネルギーの安定供給」に対する反論

1 被告九州電力の主張

被告九州電力は、ウラン資源について、①政情の安定したカナダやオーストラリア等の国々から供給されているから安定性が高く、②少量で膨大なエネルギーを生み出すから備蓄性に優れている、などとして、原子力発電はエネルギーの安定供給に有利であると主張する。

しかし、以下のとおり、このような主張には合理性がない。

2 エネルギーの安定供給は、エネルギー資源の多様化の問題である。

エネルギーの安定供給という点では、エネルギー資源ごとに一長一短があり、それぞれのエネルギー資源の組み合わせ・比率を考慮して望ましい在り方（ベストミックス）を探ることで達成するものである。

被告九州電力は、①については、石油の中東地域への輸入依存度が高いこと、②については、LNGガスなどは備蓄できる量が少ないことなど、それぞれの短所を挙げて、それをカバーするために原子力発電が必要であると主張している。しかし、これは単にウラン以外のエネルギー資源の相対的短所を挙げているにすぎず、結論としてエネルギー資源の多様化を図らねばならないことの論拠とはなりえても、それを補うのが原子力発電でなければならないことの

論拠とはならない。

考えるべきは、原発を含めたベストミックスと、原発を含めないベストミックスとの比較であろう。

3 石油やガス中心でも安定性に問題はない。

石油はエネルギー効率も良く備蓄性が高いし、LNGガスはマレーシア、オーストラリア、インドネシア、ブルネイなどのアジア大洋州の各国で全輸入量の78.1%を占めており、政情の安定性に加え、地理的近接性、供給源の分散性にも優れているので、これらの組み合わせで何ら問題はない。

そもそも中東地域の石油についても、特定の国に政情不安があるからといって、価格の上昇はともかく、直ちに石油の輸入が途絶えることはないことはこれまでの歴史の経過を見ても明らかである。

しかも、過去に生じた資源価格の上昇の問題は、資源産出国の政情の問題というよりも、資源産出国が欧米オイルメジャーに対抗する経済体制をとったためであり、要するに世界経済情勢の変化によるものである。そうだとすれば、今後発展途上国などでウランの需要が高まり、世界的な投機的行動が起こるなど、やはり経済情勢の変化のためにウラン価格が上昇する事態も十分に起こりえる問題であり、特にウランにだけ有利性があるというものではない。

また、備蓄の問題にしても、日本が上記のアジア大洋州の国々などから数ヶ月もの長期にわたって一斉にガスの輸入をストップされるなどという事態が起こる蓋然性があるのであれば軽視はできないだろうが、そのような事態はこの50年ほどを見ても一度も生じたことはなく、具体的な不安要素とはなりえない。

したがって、当面は石油やガスを中心としたエネルギー体制に特に具体的な問題点はなく、さらに今後は省エネ技術の進歩や新しい資源の開発、自然エ

エネルギーの推奨などが進むであろうことを考えれば、原子力発電を含めたベストミックスをあえて採用する必要性はないというべきである。

4 電力発電手段に原子力発電を含めることの脆弱性

それどころか、被告九州電力が主張するように、ベストミックスに原子力発電を含めることは、エネルギーの安定供給の観点から大きな欠点がある。

まず、1点目は、稼働率の低さである。

原子力発電は、定期点検のために長期の運転休止が必要なことや、トラブルによる運転停止が頻繁に起きること、ひとたび大規模事故が起きれば半永久的に運転できなくなるなどを見れば、いざというときに電力供給に大きな穴を開けてしまう可能性の高い、極めて不安定なエネルギー源である。

2点目は、廃棄物処理の問題が未解決であることである。

今後も継続的に原発による発電を行うとすれば、当然に発電後の処理、すなわちバックエンドの問題も解決されねばならないはずである。

しかしながら原子力発電は、核燃料サイクルの計画も頓挫している上、高濃度の放射性廃棄物の直接処分もまったく見通しが立たないままの、いわゆる「トイレのないマンション」なのである。バックエンドの問題が解消されない限り、原発は早晚稼働を止めざるを得ないのであり、このような出口のない、問題を先送りしているだけの発電方法をもって、「安定供給」が可能であるなど無責任極まりない言い分である。

5 小括

以上のとおり、エネルギー安定供給の面において、原子力発電が優位性を持っているなどというのはまったく事実とそぐわない主張であり、安定供給の観点からは、むしろ原子力発電を含まないベストミックスによる方が望ましいのである。したがって、この点の被告九州電力の主張に合理性はない。

第3 「環境保全の要請」に対する反論

1 被告九州電力の主張

被告九州電力は、原子力発電は、化石燃料を用いた発電と比較すると二酸化炭素排出量が小さく、地球温暖化防止の観点で優れた発電方法のひとつであるとして、原子力発電の必要性を主張する。

しかしながら、以下に述べる通り被告九州電力の主張は失当である。

2 原子力発電は二酸化炭素の排出量が少ないとはいえないこと

被告九州電力は、二酸化炭素排出量が少ないことを根拠として、原子力発電の優位性を主張する。

しかしながら、被告九州電力が、原子力発電は二酸化炭素排出量が少ないと主張しているのは、化石燃料を用いた発電、すなわち、石油や石炭を用いた火力発電との比較においての優位性にすぎず、今後拡大が見込まれる再生可能エネルギーに対する優位性の根拠とはならない。

その上、原子力発電は、原子力発電までの過程のみならず、いわゆるバックエンド（使用済燃料の貯蔵、再処理、ウラン・プルトニウムの再加工、廃棄物の輸送・処理処分）の過程でも大量の二酸化炭素を排出するものであるところ、最終的な使用済燃料の処理処分方法は未だ定まっていないのであるから、原子力発電によって排出される莫大な量の二酸化炭素を現時点で予測することは不可能である。

そもそも、原子力発電は出力調整できない発電方法であるため、平常運転時でも出力調整用の火力発電の常設が必要であり、また、事故や検査等によって運転が停止した場合に備え、予備電源としての火力発電も必要とされている。

このように、原子力発電が二酸化炭素の排出が少ない発電方法であるとの被告九州電力の主張には根拠がない。

むしろ、チェルノブイリ原発事故をきっかけに脱原発へと踏み出したドイツでは、再生可能エネルギーが飛躍的に拡大し、その結果、二酸化炭素排出量

の削減にも成功しており、原子力発電の継続は、そのような方向へのエネルギー政策の転換を遅らせ、結果として二酸化炭素排出量の削減を妨げるとすらいえるのである。

3 原子力発電による環境破壊

東京電力福島第一原発事故により、大量の放射性物質が大気及び海洋へ放出された。

このような大量の放射性物質の拡散により、福島第一原発周辺に居住していた多くの住民が被曝し、いつ終わるかも知れない避難生活を強いられることになった。また、警戒区域内の多くの家畜が殺処分され、福島県周辺の地域から出荷された農産物から多品目にわたって暫定規制地を超える放射性物質が検出され、福島県の漁業は1年以上に亘って全面的に自粛となるなど、甚大な被害が発生した。

これ以上の環境破壊がほかにあるであろうか。

そして、原子力発電によって生じる使用済燃料は、最終的な処理方法が決まらぬまま原子力発電所内で保管されているが、今後、大地震等の大きな天災や人為的ミス・テロなどの人災により、今回の福島第一原発事故以上の大規模且つ深刻な環境汚染が発生するおそれがある。

このように、原子力発電は、環境、すなわち、生物を取り巻く自然を、比類なきほどに徹底的に破壊する危険を有するものに他ならず、およそ環境保全という言葉の対極に位置するものである。

4 小括

このように、二酸化炭素排出量の低さを理由に原子力発電が環境保全に役立つと説く被告九州電力の主張は、その論拠が誤っているのみならず、原発による深刻な環境汚染の真を敢えて無視しており、到底容れられるものではない。

第4 「経済効率性」に対する反論

1 被告九州電力の主張

被告九州電力は、「一定の前提下で、火力・水力・原子力等、エネルギー源毎に発電コストを試算すると、原子力発電は、他の発電と比較しても遜色のない経済性を有している」と主張する。

九電の言う「一定の前提下」が具体的に何を意味するのか不明であるが、以下述べるとおり、原子力発電が、「他の発電と比較しても遜色のない経済性を有している」などというのは全く正確性に欠け、虚偽とさえ言いうる主張である。

2 原子力発電コストの根本的見直し

(1) 被告九州電力らが従来喧伝していた原子力発電コスト

九州電力を初め日本の電力会社各社は、従来、「原子力発電は、他のどの発電方式よりもコスト的に安価である」という主張を盛んに喧伝し、原子力発電を推進する理由の大きな一つに経済性を挙げてきた。

福島第一原発事故が起きるまで、原子力の発電コスト（一キロワット時発電するのに要するコスト）として、一般に流布されていた数値は、2004（平成16）年に九州電力を含む日本の電力会社10社で構成する業界団体・電気事業連合会（電事連）が試算し、政府が公表した5.3円～5.9円（運転年数40年、割引率3%、設備利用率を前者が70%、後者が80%としたモデルプラント方式による試算、以下同じ）という試算である。この試算によれば、原子力が最も安く、次いで石炭火力が5.7～6.2円、LNG（液化天然ガス）火力が6.2～6.5円、石油火力が10.7～11.2円、一般水力が11.9円となっていて、一見原子力発電が最も安価であるように思われる。

しかし、この試算は、発電コストとして、資本費（発電所の建設費等）、運転維持費（人件費や修繕費等）、それに燃料費という文字通り発電に直接か

かる費用だけしか計算に含めておらず、原子力発電に必然的に生じる社会的費用が故意に除外されていた点で、原子力発電を推進する国と電力会社の極めて恣意的な試算であった。すなわち、原発のコストとしては、今回の福島第一原発事故で明らかになったように、シビアアクシデントが発生する可能性を踏まえた損害賠償費用等の事故リスク対応費用や、国が負担している立地交付金や技術開発費等の政策経費等が当然コスト計算に含まれるべきであるにもかかわらず、従来公表されていたコスト試算では、そうした費用はあえて計算から除外し、国や電力会社は、原発のコストは安価だという、虚偽ともいえるべき誤った説明をしてきたのである。

(2) 国のコスト検証委による新たなコスト試算

しかし、福島第一原発事故による未曾有の被害を受けて、原発を推進してきた国としても原発コストの抜本的な見直しを迫られることとなり、2011（平成23）年10月、国家戦略会議の下にコスト等検証委員会（以下「コスト検証委」という）を設置し、コスト検証委は、同年12月19日に報告書を公表した。

それによれば、原子力発電のコストは、事故リスク対応費用や政策経費等が加味された結果、設備利用率を70%とするモデルプラント方式では、下限値として2004年試算より3円（50%以上）上昇する8.9円という新たな試算が出された。ちなみに、その他の電源の発電コストは、石炭火力が、二酸化炭素対策費用が大幅に加味されて9.5～9.7円、LNG火力が10.7～11.1円、一般水力が10.6円、地熱が9.2～11.6円などとなっている。

コスト検証委は、事故リスク対応費用や政策経費等の社会的費用を初めて加味してコストを検証し、原子力発電の隠れたコストを明るみに出した。福島第一原発事故の損害額が確定しないため、原子力発電コストは、最下限の数値しか示すことができず、事故の賠償費用が1兆円増加するたびに原子力発電コ

ストは0.1円上昇し、損害額が10兆円ならば9.3円、20兆円ならば10.2円となり、上限を画することは不可能であるとする。実際、このコスト試算には、福島第一原発事故による高濃度汚染対策費用や除染により生じる廃棄物等の貯蔵・処分の費用、地方自治体の財産的損害、そして何より、将来的に生じるであろう生命・身体的損害に対する費用については、現時点での算定が不能などとして全く含まれていない。他方、コスト検証委の原子力発電コストには、原子力に関連した広告費・寄付金が計上されておらず、さらに大きな問題点として、核燃料サイクルのバックエンド費用について高速増殖炉サイクルに関するコストなど膨大なコストが含まれていないと専門家から指摘されている。こうした将来の損害費用やバックエンド費用の負担により、原子力の発電コストが、実際はさらに上昇することは確実である。

なお、専門家は、過去の実績ベースの発電単価を評価する方式（有価証券報告書方式）で試算すれば、原発事故の被害賠償を一切含めない時点でのコスト（発電コスト+政策経費）としてすでに原子力は10.7円であり、火力全体の9.9円、一般水力の4円よりはるかに高く、さらに事故のことを考慮すれば、発電としての経済性は全くないと断じている。

3 小括

以上のように、原子力発電は、事故のリスクを抱え、ひとたび事故が起きた場合、それによる莫大な損害賠償のコストが生じる。また、事故がなくても立地対策費等の政策経費や、発電後のバックエンドコストなど膨大なコストがかかる。そして、その膨大なコストは、最終的にすべて国民が負担させられているのである。さらに、言うまでもないことだが、原発事故が起きた場合住み慣れた地域を離れざるを得ない人々の被害など、金銭に換算しえない甚大な被害が生じるのであるが、こうした甚大な被害は、上記コスト計算には一切反映されていないことも銘記すべきである。

したがって、原発には、経済効率性という観点からも優位性などおよそ皆無である。それどころか、そもそも、原子力発電は、コストの上限さえ算定できないという時点で、経済効率性という点からはもはや発電方式として存立し得ないものであり、原子力発電が「他の発電と比較しても遜色のない経済性を有している」などということは到底あり得ない説明なのである。

第5 さいごに

- 1 本年夏前に、電力事業者及び被告国は、夏の電力不足を回避するためには原発の稼働が必要であると頻りに喧伝した。被告九州電力も、玄海原発及び川内原発が稼働しないままでは、九州において計画停電を実施せざるを得ないおそれがあるとして、原発再稼働の必要性を訴えていた。

ところが、そうであるにもかかわらず、本件答弁書の第4「原子力発電の必要性」には、電力需要に関する話は一切述べられていない。今夏前にあれほど喧伝していた電力不足について、「原子力発電の必要性」に一言も盛り込まなかったのは、被告九州電力が、電力需要が原発稼働の必要性の根拠とならないことを十分に理解していたからと考えねば説明がつかない。

ところで、被告九州電力は、本年4月の時点では、今夏の電力需給の予測について、最大供給力は1622万kw、最大需要は1634万kw（2010年猛暑並みの場合）であると発表し、電力供給が逼迫する虞ありと警鐘を鳴らしていた。

ところが、今夏は気温が36℃を超える日が複数あるなど2010年と変わらない猛暑であったが、九州電力管内における電力需給の実績は、最大供給力は1732万kw、最大需要は1521万kwであった。実に200万kw以上の余裕であり、これは供給予備率で表せば13%以上と、被告九州電力がいう「安定した需給状況」の基準「8%」を大幅に上回っているのである。

これほど大幅なずれが予測できなかったとは考えがたく、被告九州電力が原発再稼働に向けて国民世論を誘導するために、ことさら供給力を過小に、需要を過大にそれぞれ予測していたことが強く疑われる。

この点は原告準備書面1において指摘したとおりである。これに対して被告九州電力は、被告九電準備書面1において、「被告九州電力による2012年夏の需給見通しが妥当である」と強弁するが、まことに空しい主張といえるべきであろう。需給予測が完全に外れたことが明らかになった現在においてなおかかる主張をする被告九州電力の姿勢は、これからも電力不足を煽ろうとする姿勢を改めるつもりがないと宣言しているに等しいものである。

2 そして、電力の安定供給や環境保全、発電コストについては、答弁書で触れてはいるものの、その詳述は避けている。

本書面で明らかにしたとおり、原発の必要性についての被告九州電力の主張はいずれも当を得ないものばかりであるが、被告九州電力もそのように理解しているからこそ、本件における主たる争点とすることを回避せんと、敢えて詳述を避けざるを得なかったものであろう。

以上